



一般社団法人日本画像学会
複写機遺産委員会

Committee of
Copying Machine Heritage,
The Imaging Society of Japan

『複写機遺産』 趣意書

“Copying Machine Heritage”



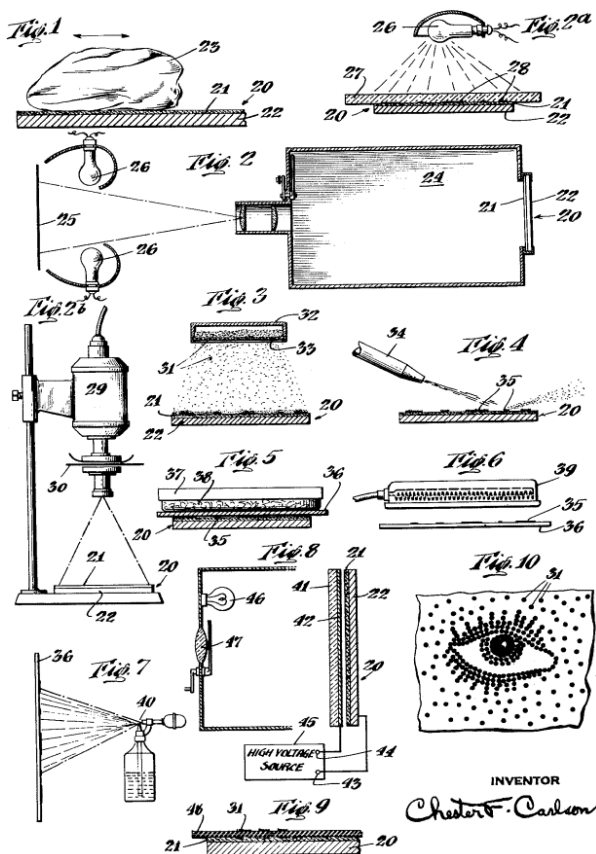
電子写真生誕 80 周年記念事業

複写機遺産創設の趣旨

1938年、米国でC. Carlsonによって電子写真法による最初の画像形成が行われ、1950年にXerox社から最初の商品が発表されました。文書の複写という労働から人類を解放するこの画期的な発明を日本へ導入する動きの中、1958年に電子写真学会として本学会が発足しました。可視情報の複製機構として仕組みられた電子写真法は、光導電作用を利用した一連の物理量変換プロセスであり、そのしゅみの巧妙さは多くの技術者や科学者を魅了し、我が国において、数多くの改良発明を生み、日本の複写機産業を発展させてまいりました。

Carlsonの発明から80年を迎える2018年、日本画像学会は、創立60周年を記念し、オフィスの文書処理業務に革新をもたらした歴代の「現存する」複写機に搭載された技術の記憶を長くとどめ、後世に伝えるために、「複写機遺産」を認定する事業を開始いたします。歴史的複写機を保存、展示されていらっしゃる事業者各位におかれましては、趣旨ご理解の上、複写機遺産認定事業にご協力のほどお願い申し上げます。

2018年度複写機遺産委員会
委員長 永瀬 幸雄



Carlsonによる電子写真法発明時の特許図面

複写機遺産認定基準

■ 目的

歴史に残る複写機関連技術遺産を大切に保存し、文化的遺産として次世代に伝えることを目的に、主として複写機関連技術に関わる歴史的遺産「複写機遺産」(Copying Machine Heritage)について日本画像学会が認定する。

■ 認定の指針

「複写機遺産」とは複写機関連技術の歴史を示す具体的な事物・資料であって、以下のいずれかに合致するものをいう。

- (1) 複写機関連技術の「発展史上」重要な成果を示すもの(工学的視点から)。
- (2) 複写機関連技術で「国民生活、オフィス業務、文化、経済、社会、技術教育」に対して貢献したもの。

各項目の内容

- (1) 複写機関連技術発展史上重要な成果を示すもの
 - ・複写機関連技術で独創性または新規性のあるもの
 - ・品質または性能が優秀なもの
 - ・複写機関連技術の進歩発達過程において一時代を画したもの(改良発達)
 - ・新たな産業分野の創造に寄与したもの(波及効果のあったもの)
 - ・設計上特筆すべき事項のあったもの
 - ・後世の製品設計仕様に指針的影響を与えたもの
- (2) 複写機関連技術で国民生活、オフィス業務、文化・経済、社会、技術教育に対して貢献したもの
 - ・国民生活の発展、新たな生活様式の創出に顕著な貢献のあったもの
 - ・オフィス業務の効率化、新たな企業活動スタイルの創出に顕著な貢献のあったもの
 - ・社会、文化と複写機関連技術の関わりにおいて重要な事象を示すもの(最初、最古のもの)
 - ・それ以前にない性能、品質が受け入れられ、広く製品の普及を果したもの
 - ・動態保存で現在も画像出力が可能なもの
 - ・製造当初の姿を良くとどめているもの
 - ・意匠上特筆に値するもの
 - ・複写機関連技術の継承を図る上で重要な教育的価値を有するもの

■ 認定基準

上記認定の指針に合致し、かつ、次の各項目のいずれかに該当するもので、広く複写機関連技術・複写機関連工学に寄与したもの。

(1) 対象物が、その独自性（例えば、はじめて開発されたもの、最初のもの、現在最古のもの、以前に広く使われた複写機で現存個体数がきわめて少ないもの）によって区別されるもの。

(2) その他、複写機関連技術史上の特徴を保有しているもの。

(3) 既に博物館などで記念物として認定されたものも含む。

認定基準を満たすものの中で、対象物の現況や、保存奨励の火急性を鑑み、優先順位をつけて順次認定を進めていく。

■ 認定対象

認定対象としては原則として*

(1) Landmark：複写機が関わる象徴的な建造物・構造物、施設

(2) Collection：保存・収集された複写機をはじめとする作像装置、関連機器類

(3) Documents：歴史的意義のある複写機関連文書類

*いわゆる「電子写真方式の複写機」のみを対象とはしておりません。認定対象の詳細は複写機遺産申請書の分類表を参照ください。分類表は年次によって見直す場合がございます。

■ 対象となる時代

原則として C.F.カールソンによる電子写真技術の発明以降の製品化がなされた時代を対象とするが、必要に応じて範囲を遡及的に拡大することを妨げない。また、年代の下限は設けない。

認定の手順

■ 会員による推薦

前年の10月22日より、次年度の複写機遺産候補の募集を学会ホームページおよび、日本学会誌にて公示をいたします。遺産の候補となる資料の所在をご存じの会員（正会員、維持会員）は所定の申請書に必要事項をご記入の上、期限までに学会事務局までご送付ください。

資料の推薦は、自薦、他薦を問いません。

会員以外の方の情報提供も歓迎いたします。推薦に協力してもらえる会員への仲介をいたします。

■ 委員会による調査

複写機遺産委員会では、書類審査によって絞られた候補について、現地調査を実施し、資料の保存状態を確認させていただくとともに、資料の技術価値を示す文献の調査、資料の開発、生産、販売等に関わられた方への聞き取り調査（可能な場合）を行い、認定基準を満たす候補資料数点を

選出します。推薦者および、資料の所有者の方には、調査に対するご協力をお願いいたします。

■ 候補資料所有者の同意

遺産認定に先立ち、資料所有者に以下の点をご同意いただきます。ご同意いただけない場合、遺産の認定を見送らせていただく場合がございます。

(1) 今後とも資料の保存と維持に努めていただくこと

(2) 可能な範囲内で資料の公開の機会を作っていただくこと

(3) 資料の移動や廃棄を行う場合は、事前に日本画像学会へご連絡いただくこと

■ 遺産認定

毎年10月22日を複写機遺産の発表日として、日本画像学会ホームページおよび、日本画像学会誌にて新たに認定された複写機遺産を公示します。遺産の所持者には、日本画像学会より、遺産認定証と、認定プレートが授与されます。授与式は、発表日およびそれ以降の電子写真技術部会研究会または日本画像学会年次大会等の学会の催しに合わせて設定し、執り行います。

遺産認定を記念した記事のご執筆、ご講演をお願いする場合がございます。その際には快くご承諾いただければ幸いです。

複写機遺産委員会

【2018年度複写機遺産委員会】

● 委員長

永瀬 幸雄（キヤノン）

● 委員

笠井利博（東芝テック）

小森智裕（高性能駆動装置開発）

島田知幸（リコー）

服部好弘（コニカミノルタ）

藤井章照（三菱化学）

古川利郎（ブラザー工業）

松代博之（リコー）

校條 健（キヤノン）

米山博人（富士ゼロックス）

渡辺靖晃（富士ゼロックス）

渡辺 猛（東芝テック）

複写機遺産に関するお問い合わせは、日本画像学会事務局（次ページに記載）までお寄せください。

年次の複写機遺産の募集のご案内は、別途発行される募集要項にてお知らせいたします。



【事務局案内】

一般社団法人日本画像学会事務局

The Imaging Society of Japan, ISJ

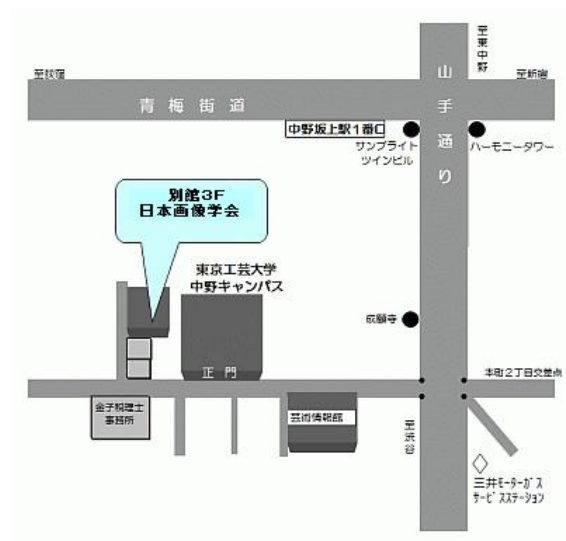
〒164-8678 東京都中野区本町 2-9-5

東京工芸大学内

Tel: 03-3373-9576 / Fax: 03-3372-4414

E-mail : info@isj-imaging.org

事務局長： 竹内達夫
事務局次長： 野田明彦
事務局員： 西原容子



【ホームページ】

<http://www.isj-imaging.org/isj.html>

地下鉄丸ノ内線・都営大江戸線 中野坂上駅より徒歩10分